

基山町議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、59人とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴届に記入し、先着順で傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを持っていると認められる者
- (2) 拡声器や笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、声、拍手、態度等の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話は、電源を切るか、又はマナーモードとし、使用しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、他人の迷惑となる行為又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の届出)

第7条 傍聴人は、あらかじめ、議長に届け出た上で、会議に関し、写真、ビデオ等の撮影、録音又は録画をすることができる。ただし、会議の妨げになると認められるときは、議長は、それらの行為を制限することができる。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するとき、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。